附　則

1　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式による海技免許申請書、海技免許限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書、海技免状再交付申請書、海技試験申請書、操縦免許申請書、設備等限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書及び操縦免許証再交付申請書については、それぞれこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

告示

○国土交通省告示第千二百八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第百四十八条第三項の規定に基づき、ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示

海技免許申請書（第2号様式）の項(7)の号中「にあっては元号により、外国人にあっては西暦により、該当するチェック欄に「×」を「である場合には、該当する元号のチェック欄に「×」を記載し、外国人である場合には、西暦の欄に別表第１の２に定めるところに従ってその西暦のコード番号」に改め、同項(10)の号口中「及び四級小型船舶操縦士」を「から五級小型船舶操縦士まで」に改め、同号中ハを削り、ニをハとする。

小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）の項(1)の号中「従って、」を「従って」に改め、「チェック欄」の下に「(二級小型船舶操縦士（第二号限定）の試験を受験する者にあっては、「二級若年」のチェック欄)」を加え、同項(2)の号を次のように改める。

(2)　同時申請欄は、複数の種別に係る試験を同時に申請する場合に、(1)の例により記載すること。

別表第１小型の項中「二級小型船舶操縦士（第二号限定）」及び「二級１Ｍ」を削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第１の２

西暦	コード
1900年	1
2000年	2

附　則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十七年十二月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字五明堺九五四番から同県児玉郡上里町大字勅使河原字五明堺九七七番二まで	前	最大 二八五	五八
	後	最小 二一一	
		最大 二八一	
		最小 二一一	

○国土交通省告示第千二百十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道新潟線	埼玉県児玉郡上里町大字五明字若宮七八一番三から同県児玉郡上里町大字勅使河原字五明堺九七一番一まで	平成二十七年十二月二十日十五時

○気象庁告示第十一号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十八日

気象庁長官　西出　則武

別表第四の二五條市南部の項の次に次のように加える。

田辺市田辺	和歌山県田辺市のうち田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔及び田辺市本宮の区域を除く区域
田辺市龍神	和歌山県田辺市のうち龍神行政局管内
田辺市中辺路	和歌山県田辺市のうち中辺路行政局管内
田辺市大塔	和歌山県田辺市のうち大塔行政局管内
田辺市本宮	和歌山県田辺市のうち本宮行政局管内

附　則

1　この告示は、平成二十八年三月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2　この告示による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、施行日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。

○中部地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
愛知県海部郡蟹江町緑二丁目一三二番から同町大字蟹江新田字八反割四二番一まで	前	一八・六八～六二・三一	〇・七〇二
	後	二六・九〇～五三・一四	〇・七〇二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所